

化学兵器禁止条約に基づく査察の概要

1. 化学兵器禁止条約に基づく現地査察

現地査察とは、締約国が条約上の義務を履行していることを国際機関（OPCW 技術事務局）が確認するために行うもので、化学兵器、化学兵器生産施設等の廃棄等を確認するためのものと、防護、工業、医療等条約によって禁止されていない目的のための活動が申告通りに行われていること（化学兵器への転用等の条約違反が行われていないこと）を検証するためのものがある。のうち、民生用にも供される一定の化学物質を取り扱う産業等の施設に対して行われるものを一般に「産業査察」という。

またこの他に、条約違反の可能性についての疑義又は懸念がある場合に、他の締約国からの申立てにより行われる査察や、化学兵器の使用の疑いのある場合に行われる査察がある。

2. 産業査察の流れ

